

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター 病院長の資質及び能力に関する基準

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター病院長（以下「東部・西部医療センター病院長」という。）の選考にあたり、医療法（昭和23年法律第205号）第10条の2第1項及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第7条の2の2の規定に準じ、東部・西部医療センター病院長に求められる資質及び能力に関する基準について定める。

1. 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、公立大学法人名古屋市立大学中期目標及び中期目標を達成するための計画である公立大学法人名古屋市立大学中期計画に掲げる事項について、継続的かつ確実に推進する姿勢及び指導力を有する者
 2. 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有する者であって、以下の基準を全て満たす者
 - (1) 次のいずれかの業務に従事した経験がある者
 - イ) 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者又は医療機器安全管理責任者の業務
 - ロ) 医療安全管理に関する委員会の構成員としての業務
 - ハ) 医療安全管理に関する部門における業務
 - ニ) その他上記に準ずる業務
 - (2) 医療安全管理業務経験を踏まえ、医療安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有する者
3. 組織管理能力等の病院を管理運営するうえで必要な資質及び能力を有している者であって、当院又は当院に準ずる規模の他の病院において、病院長、副病院長、病院長補佐、センター長、診療科部長又は中央部門長（これらに準ずる職を含む。）の経験がある者